

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第17回）
議事録

日 時：令和6年2月9日（金）8:35～8:50

場 所：官邸4階大会議室

出席者：岸田 文雄 内閣総理大臣
林 芳正 内閣官房長官（議長）
小泉 龍司 法務大臣（議長）
斉藤 鉄夫 国土交通大臣
新藤 義孝 経済再生担当大臣
上川 陽子 外務大臣
松村 祥史 国家公安委員長兼内閣府特命担当大臣
坂本 哲志 農林水産大臣
齋藤 健 経済産業大臣
盛山 正仁 文部科学大臣
石川 昭政 デジタル副大臣（代理出席）
工藤 彰三 内閣府副大臣（代理出席）
井林 辰憲 内閣府副大臣（代理出席）
馬場 成志 総務副大臣（代理出席）
宮崎 政久 厚生労働副大臣（代理出席）
滝沢 求 環境副大臣（代理出席）
平沼 正二郎 内閣府大臣政務官（代理出席）
瀬戸 隆一 財務大臣政務官（代理出席）

（議事録）

○小泉法務大臣 おはようございます。ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。

司会進行は、共同議長であります法務大臣の小泉が務めさせていただきます。

それでは、まず、議題1「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書について」、私から御報告をいたします。

資料1-1を御覧ください。

昨年11月30日、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」から、最終報告書を提出いただきました。

有識者会議では、国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるとの観点から、「外国人の人権保護」「外国人のキャリアアップ」「安全安心・共生社会」という3つの視点に重点を置いて議論が行われました。

この最終報告書には、その成果として、技能実習制度に替わる人材確保及び人材育成を

目的とした新たな制度の創設と、また、特定技能制度の適正化等の提言が盛り込まれています。

この議題1につきまして、御発言はございますでしょうか。

続きまして、議題2「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」、私から御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

両制度の在り方につきましては、先ほどの最終報告書を踏まえ、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立ち、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、検討を進めていきたいと考えております。

具体的には、「1 総論」にありますとおり、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設し、特定技能制度については適正化を図ることとした上で、「2 外国人の人材確保」「3 外国人の人材育成」「4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上」「5 関係機関の在り方」などについて、この資料に記載した内容で具体的な制度設計を進めていく方針としております。

説明は以上でございます。

続きまして、本政府方針案について、外務大臣から御発言をお願いします。

○上川外務大臣 育成就労制度及び特定技能制度が、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労・活躍できるものとなるとともに、人権侵害等の防止策が強化されることは、日本が魅力ある働き先として「選ばれる国」になることにつながり、外交上も極めて重要であります。新たな日本語試験の導入を含め、外務省として、引き続き、両制度の検討に関与して、必要な役割を果たしていきます。

施行後も、新制度の運用状況について不断に検証し、必要な見直しを行うことが大切であると考えます。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。次に、文部科学大臣から御発言をお願いします。

○盛山文部科学大臣 文部科学省では、日本語教育について、昨年成立した日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の施行に向け、必要な体制を整備し、法律の内容を実効あるものとするための準備を進めております。

育成就労制度における外国人の日本語能力の向上に受入れ機関が取り組むに当たって、認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用していただけるよう、機関認定や教員登録を着実に進めてまいります。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。次に、農林水産大臣から御発言をお願いします。

○坂本農林水産大臣 「季節性のある分野の実情に応じた受入れ形態等を検討」することについて、農林水産大臣として一言申し上げます。

例えば、農業や漁業では、収穫や漁獲等で一時的な労働力の確保が必要となるほか、豪雪地帯など冬場に農作業ができない地域があるなど、季節により大きな影響を受ける産業であります。

現在、特定技能制度では、派遣形態での受入れが認められており、特に農業分野におい

ては、繁忙期の異なる産地で働くことで、1年を通じて安定的に働くことができる上、様々な作物の栽培技術を修得することが可能となっています。

今般の制度見直しについては現場の関心も高く、今後具体的な制度設計を行うに当たり、新たな制度においてもこうした柔軟な働き方ができるよう、制度所管省庁と連携をして、適切に検討を進めてまいります。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。次に、経済産業大臣から御発言をお願いします。

○齋藤経済産業大臣 足下の労働市場の喫緊の課題は人手不足であり、国際的な人材獲得競争も激化しています。女性や高齢者の活躍促進、生産性向上の努力を行った上で、なお人材を確保することが困難な業種が、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることができるよう、関係省庁と連携して必要な対応を進めてまいりたいと思います。

また、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、日本企業や日本人の信頼と理解が重要であります。今後、育成就労制度を創設する以上、日本に滞在する外国人労働者が増加する可能性があることを踏まえれば、不法に滞在する外国人をより厳しく取り締まることが必要となります。経済産業省としても、不法就労を予防する観点から、受入れ事業者からなる協議会等を通じて、所管分野における受入れ環境の適正化に向けて、しっかりと取組を進めてまいります。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。次に、国土交通大臣から御発言をお願いします。

○齋藤国土交通大臣 国土交通省が所管する、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊などの分野では人手不足が深刻であり、引き続き、外国人を受入れていくことが必要と考えています。

これらの分野において、外国人がキャリアアップしつつ、国内で就労し、活躍できるよう、現行の特定技能制度に加え、新たな育成就労制度においても、業所管大臣としてしっかりと取り組み、適切な運用を図ってまいります。

○小泉法務大臣 ありがとうございます。他に、議題2について、御発言はございますでしょうか。

それでは、本政府方針案について、御了承いただいたものとさせていただきます。

最後に、プレスを入室させた上で、岸田総理大臣に、本日の会議の取りまとめをお願いしたいと思います。しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○小泉法務大臣 それでは、岸田総理大臣から御発言があります。

○岸田総理大臣 本日の会議では、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について、決定しました。

政府としては、共生社会の実現を目指し、我が国が外国人材から「選ばれる」国になるという観点に立って、本日決定した方針に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の見直しに向けた作業を進めてまいります。

各大臣におかれては、引き続き、外国人材の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて、法務省の総合調整機能の下、連携を強化するとともに、今国会への法案提出に向けた作業の

加速化を含め、外国人材の受入れ環境の整備に取り組んでください。

○小泉法務大臣 ありがとうございました。プレスの皆様は、御退出ください。

(報道関係者退室)

○小泉法務大臣 以上をもちまして、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議は終了となります。ありがとうございました。

(以上)